

日 本 国 憲 法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

第 1 章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第6条 ①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第 2 章 戦争の放棄

第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 3 章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第14条 ①すべて国民は、**法**の下に平等であつて、人種、**信条**、性別、社会的身分又は**門地**により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 すべて公務員は、**全体の奉仕者**であつて、一部の奉仕者ではない。

第19条 **思想**及び**良心**の自由は、これを侵してはならない。

第21条 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の**表現の自由**はこれを保障する。

第24条 ①婚姻は、**両性の合意**にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳**と**両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

第25条 ①すべて国民は、**健康で文化的な最低限度**の生活を営む権利を有する。

第26条 ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受け**
る権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育を受けさせ**
る義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

第27条 ①すべて国民は、**勤労**の権利を有し、義務を負ふ。

第28条 勤労者の**団結**する権利及び**団体交渉**その他の**団体行動**をする権利は、これを保障する。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、**納税**の義務を負ふ。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する**令状**によらなければ、逮捕されない。

第38条 ②強制、拷問若しくは脅迫による**自白**又は不当に長引く抑留若しくは拘禁された後の**自**
白は、これを証拠とすることができない。

第4章 国会

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第45条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

第56条 ①両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第59条 ②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは法律となる。

第60条 ①予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

第5章 内閣

第66条 ②内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

第68条 ①内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

第6章 司法

第76条 ③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれをおこなうことはできない。

第79条 ②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院銀選挙の際国民審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

第10章 最高法規

第98条 ①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日 本 国 憲 法

前文

日本国民は、正当に選挙された〔1〕における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び〔2〕が起ることのないやうにすることを決意し、ここに〔3〕が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

第 2 章 天 皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の〔4〕であつて、この地位は、〔5〕の存する日本国民の総意に基く。

第6条 ①天皇は、〔6〕に基いて、内閣総理大臣を〔7〕する。

②天皇は、〔8〕に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を〔9〕する。

第 2 章 戦 争 の 放 棄

第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、〔10〕と、

〔11〕は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、〔12〕は、これを保持しない。〔13〕は、これを認めない。

第 4 章 国 民 の 権 利 及 び 義 務

第11条 国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、〔14〕として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の〔15〕によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に〔16〕のためにこれを利用する責任を負ふ。

第14条 ①すべて国民は、〔17〕の下に平等であつて、人種、〔18〕、性別、社会的身分又は〔19〕により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条 〔20〕及び〔21〕の自由は、これを侵してはならない。

第21条 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の〔22〕はこれを保障する。

第24条 ①婚姻は、〔23〕にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、〔24〕と〔25〕に立脚して、制定されなければならない。

第25条 ①すべて国民は、〔26〕の生活を営む権利を有する。

第26条 ②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に〔27〕を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

第27条 ①すべて国民は、〔28〕の権利を有し、義務を負ふ。

第28条 勤労者の〔29〕する権利及び〔30〕その他の〔31〕をする権利は、これを保障する。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、〔32〕の義務を負ふ。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する〔33〕によらなければ、逮捕されない。

第4章 国会

第41条 国会は、〔34〕であつて、国の〔35〕である。

第45条 衆議院議員の任期は、〔36〕年とする。但し、衆議院〔37〕の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、〔38〕年とし、〔39〕年ごとに議員の半数を改選する。

第56条 ①両議院は、各々その総議員の〔40〕の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する〔41〕を設ける。

第5章 内閣

第68条 ①内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その〔42〕は、国会議員の中から選ばなければならない。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、〔43〕日以内に衆議院が解散されない限り、〔44〕しなければならない。

第6章 司法

第79条 ②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院銀選挙の際〔45〕に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、〔46〕で、国会がこれを〔47〕し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の〔48〕又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その〔49〕を必要とする。

第10章 最高法規

第98条 ①この憲法は、国の〔50〕であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

空欄に当てはまる語句は公民の

教科書P216～P225で確認すること。

なお、憲法の条文は全て漢字で覚えること。

選 択 肢

あ、任命	は、武力による威嚇又は武力の行使
い、指名	ひ、象徴
う、令状	ふ、表現の自由
え、弾劾裁判所	へ、不断の努力
お、発議	ほ、戦争の惨禍
か、唯一の立法機関	ま、総辞職
き、3	み、最高法規
く、4	む、解散
け、6	め、良心
こ、個人の尊厳	も、陸海空軍その他の戦力
さ、国会	や、公共の福祉
し、国の交戦権	ゆ、両性の合意
す、法	よ、国権の最高機関
せ、過半数の賛成	ら、団体交渉
そ、10、	り、侵すことのできない永久の権利
た、納税	る、内閣の指名
ち、勤労	れ、国民審査
つ、思想	ろ、各議院の総議員の3分の2以上の賛成
て、主権	わ、普通教育をうけさせる義務
と、門地	を、団体行動
な、国会の指名	ん、国民投票
に、信条	ア、両性の本質的平等
ぬ、過半数	イ、健康で文化的な最低限度
ね、団結	ウ、国権の発動たる戦争
の、3分の1以上	

※2回以上使用してもよい。

日本国憲法重要語句穴埋めテスト 解答用紙

(1)		(26)	
(2)		(27)	
(3)		(28)	
(4)		(29)	
(5)		(30)	
(6)		(31)	
(7)		(32)	
(8)		(33)	
(9)		(34)	
(10)		(35)	
(11)		(36)	
(12)		(37)	
(13)		(38)	
(14)		(39)	
(15)		(40)	
(16)		(41)	
(17)		(42)	
(18)		(43)	
(19)		(44)	
(20)		(45)	
(21)		(46)	
(22)		(47)	
(23)		(48)	
(24)		(49)	
(25)		(50)	

※1問2点

3年 組 番 氏名 _____

／100点